

熊本市公報 (臨時)

第 1423 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局行政管理部総務課
 発行日 臨時発行

目 次

告 示

○都市計画の決定(告示第 285 号).....	1124
○熊本市オンブズマン運営状況(告示第 356 号).....	1124
○熊本市人事行政の運営等の状況の公表(告示第 707 号).....	1127
○都市計画の決定(告示第 745 号).....	1149
○都市計画の決定(告示第 748 号).....	1149
○都市計画の決定(告示第 749 号).....	1149
○精神保健福祉法による応急入院指定病院の指定(告示第 793 号).....	1149

公 告

○都市計画事業認可に伴う関係図書の縦覧(公告第 248 号).....	1150
○公開による意見の聴取(公告第 368 号).....	1150
○都市計画の案の縦覧(公告第 506 号).....	1151
○都市計画の案の縦覧(公告第 539 号).....	1152
○都市計画の案の縦覧(公告第 541 号).....	1152
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧(公告第 598 号).....	1152
○公開による意見の聴取(公告第 619 号).....	1153
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧(公告第 682 号).....	1153
○桜町地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更に係る認可等(公告第 702 号).....	1154
○熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する 図書の縦覧(公告第 703 号).....	1154

告 示

告示第 285 号

平成 28 年 4 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 龍田 4 丁目地区 地区計画
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
熊本市北区龍田 4 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課

告示第 356 号

平成 28 年 5 月 25 日

熊本市オンブズマン条例（平成 23 年条例第 10 号）第 25 条及び熊本市オンブズマン条例施行規則（平成 23 年規則第 75 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 件名
熊本市オンブズマン運営状況
 - 2 運営状況
 - (1) 苦情申立ての受付状況
- (表 1) 月別・居住地別・申立方法別受付状況

(単位：件)

月	件数	申立人居住地別			申立方法別			
		市内	県内 (市外)	県外	持参	インター ネット	郵送	FAX
4	5	5	0	0	1	2	2	0
5	3	3	0	0	0	2	1	0
6	6	5	0	1	1	4	1	0
7	4	4	0	0	3	1	0	0
8	2	1	0	1	1	1	0	0
9	6	5	1	0	3	3	0	0
10	4	4	0	0	1	2	0	1
11	6	6	0	0	1	1	4	0
12	4	4	0	0	1	1	1	1
1	6	6	0	0	3	3	0	0
2	2	2	0	0	1	1	0	0
3	2	1	0	1	1	1	0	0
合計	50	46	1	3	17	22	9	2

(表 2) 行政組織別・分野別受付状況

(単位：件・%)

組 織	件数	構成比	分 野							
市長政策 総 室	1	2.0	委員募集	1						
総 務 局	1	2.0	競争入札	1						
財 政 局	4	8.0	固定資産税	3	情報検索	1				
健康福祉 子ども局	2	4.0	医療安全相 談	1	児童相談 所	1				
観光文化 交 流 局	2	4.0	整備振興	1	相談業務	1				
都市建設局	13	26.0	道路管理	4	水路管理	2	都市計画 道路網整備	2	都市計画 道路	1
			中心市街地 の活性化	1	マンショ ン管理	1	老朽家屋等 適正管理	1	高年齢求 職者給付 金	1
中央区役所	10	20.0	児童手当 給付事業	2	生活保護	2	国民健康保 険	1	介護保険	1
			重度心身障 害者医療費 助成	1	ひとり親 家庭支援 事業	1	保育料	1	相談業務	1
東区役所	5	10.0	生活保護	4	身体障害者 自立支援事 業	1				
西区役所	1	2.0	公民館	1						
南区役所	1	2.0	戸籍	1						
北区役所	1	2.0	水路整備	1						
消 防 局	1	2.0	報酬及び 費用弁償	1						
上下水道局	3	6.0	上下水道料 金	2	水質管理	1				
病 院 局	1	2.0	診療録	1						
教育委員会	1	2.0	学校教育	1						
その他の 機 関	3	6.0	市街地再開 発	1	指導監査	1	民間契約	1		
合 計	50	100.0								

(2) 苦情申立ての処理状況

① 平成 26 年度からの継続分

(表 3) 苦情処理の状況

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	10	90.9
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2	18.2
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	2	18.2
(3) 市の業務に不備がなかったもの	6	54.5
2 調査対象とならなかったもの	1	9.1
(1) 管轄外のもの	0	0.0
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	1	9.1
合 計	11	100.0

(表 4) 苦情処理日数の状況

(単位：件・%)

区 分	処理日数	30 日	31 日～	61 日～	91 日	合計
		以内	60 日	90 日	以上	
1 調査結果を通知したもの		0	0	6	4	10
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの		0	0	2	0	2
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの		0	0	0	2	2
(3) 市の業務に不備がなかったもの		0	0	4	2	6
2 調査対象とならなかったもの		0	1	0	0	1
(1) 管轄外のもの		0	0	0	0	0
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)		0	1	0	0	1
合 計		0	1	6	4	11
構 成 比		0.0	9.1	54.5	36.4	100.0

② 平成 27 年度受付分

(表 5) 苦情処理の状況

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	31	62.0
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	8	16.0
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	4	8.0
(3) 市の業務に不備がなかったもの	19	38.0
2 調査対象とならなかったもの	6	12.0
(1) 管轄外のもの	2	4.0
(2) その他のもの	4	8.0

	(利害無し・1年以上経過等)		
3	調査を中止したもの	0	0.0
4	取り下げられたもの	9	18.0
5	継続調査中のもの	4	8.0
	合 計	50	100.0

(表6) 苦情処理日数の状況

(単位:件・%)

区 分	処理日数	30日	31日～	61日～	91日	合計
		以内	60日	90日	以上	
1	調査結果を通知したもの	0	10	17	4	31
	(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0	4	4	0	8
	(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	0	2	2	0	4
	(3) 市の業務に不備がなかったもの	0	4	11	4	19
2	調査対象とならなかったもの	6	0	0	0	6
	(1) 管轄外のもの	2	0	0	0	2
	(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	4	0	0	0	4
3	調査を中止したもの	0	0	0	0	0
4	取り下げられたもの	8	1	0	0	9
	合 計	14	11	17	4	46
	構 成 比	30.4	23.9	37.0	8.7	100.0

(3) 発意調査

平成27年度は、熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき、発意調査を2件行った。

(4) 勧告又は意見表明

平成27年度は、熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

告示第707号

平成28年10月31日

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の規定に基づき、平成27年度人事行政の運営等の状況について公表する。

熊本市長 大西 一 史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職者数 (平成 27 年度)

職種	採用者数	退職者数
事務	71	113
事務 (情報)	2	
事務 (法務)	2	
社会福祉職	3	
保育士	11	11
土木	23	20
建築	4	5
機械	5	3
電気	11	16
化学	2	7
農業	1	
園芸	1	
交通技術		1
医師	26	24
獣医師		4
歯科医師	1	
薬剤師	1	3
管理栄養士	1	1
診療放射線技師	1	
臨床検査技師	1	3
言語聴覚士	3	
保健師	4	4
助産師	4	3
看護師	15	16
公用車運転手		3
作業車運転手		6
給食調理作業員		13
用務員		6
業務		5
監督		1
技工		2
電車運転士		10
幼稚園教諭	1	8
高等学校教諭	7	8
専修学校教員		1
指導主事	28	15
社会教育主事	5	4
学芸員	2	1
文化財専門職	5	1
消防職	62	19
計	303	337

(2) 部門別職員数

		職員数(人)		増減数 (人)	主な増減理由
		平 2 6	平 2 7		
福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議会	25	27	2	調査課の新設
	総務	847	852	5	国勢調査、社会保障・税番号制度への対応等
	税務	221	217	▲ 4	納税課一部業務の移管等
	労働	3	3	0	
	農水	172	171	▲ 1	農業委員会北区分室人員削減
	商工	180	183	3	MICE推進、花火大会開催等に伴う業務増
	土木	654	642	▲ 12	契約検査総室等人員削減
	小計	2,102	2,095	▲ 7	
福 祉 関 係	民生	781	782	1	各市立保育園の体制強化等
	衛生	676	666	▲ 10	環境工場、まちづくり推進課等人員削減等
	小計	1,457	1,448	▲ 9	
一般行政計		3,559	3,543	▲ 16	
特 別 行 政	教育	654	651	▲ 3	給食調理員の削減等
	警察			0	
	消防	729	780	51	1区1消防署体制への段階的な移行に伴う増員
	小計	1,383	1,431	48	
公 営 企 業 等	病院	727	756	29	医療体制充実のための看護師増等
	水道	251	242	▲ 9	退職者不補充等
	下水道	179	180	1	料金課体制強化等
	交通	145	100	▲ 45	市営バスの路線移譲
	その他	176	179	3	一般会計から移行
小計	1,478	1,457	▲ 21		
総合計		6,420	6,431	11	

※各年度4月1日現在の職員数です。

※職員数には教育長を含み、臨時職員及び非常勤職員は除きます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成27年度末)	歳 出 総 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H27年度	733,638	308,162,476	4,098,080	49,686,099	16.1	16.3

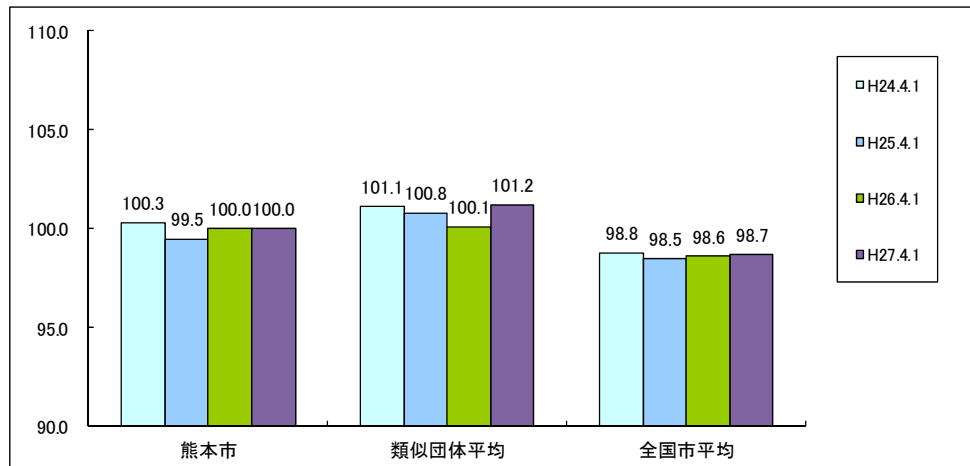
(注) 人口は平成28年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	4,759	20,755,854	4,918,505	7,730,915	33,405,274	7,019

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H27年度	円 363,595	円 362,315	1,280円 (0.35%)	% 0.35	% 0.35	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
H27年度	月 4.20	月 4.10	月 0.10	月 0.10	月 4.20	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日
 【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%(最大4.6%)引下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。(ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		見直し後の支給割合 (H28. 4. 1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止(2年間の経過措置有)
- ・昇格対応表見直し(昇格時給料抑制)
- ・地域手当引上げ(国準拠)(東京事務所等職員及び医療職員)
- ・退職手当支給水準調整(国準拠)
- ・管理職手当引上げ(平成31年3月31日まで3%減額)
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設(5年間の経過措置有)
- ・単身赴任手当引上げ(国準拠)
- ・人事評価結果の給与への反映
- ・月額特殊勤務手当の日額化

(6) 特記事項

地方公務員法改正に伴い、級別基準職務の条例化を実施。

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	42.5 歳	330,800 円	436,948 円	356,922 円
熊本県	43.4 歳	341,818 円	404,738 円	368,496 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	330,006 円	449,205 円	386,807 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	49.9 歳	587 人	356,700 円	411,627 円	374,241 円
清掃職員	48.8 歳	181 人	351,300 円	429,113 円	373,901 円
学校給食員	50.1 歳	143 人	356,900 円	380,670 円	368,141 円
用務員	51.6 歳	86 人	365,200 円	397,886 円	383,644 円
自動車運転手	51.8 歳	40 人	369,800 円	424,153 円	392,735 円
電話交換手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円
守衛	46.8 歳	13 人	334,100 円	446,577 円	352,508 円
その他	49.7 歳	124 人	356,300 円	423,644 円	371,409 円
熊本県	51.0 歳	309 人	336,784 円	371,608 円	352,476 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円
類似団体	48.3 歳	1,253 人	325,210 円	405,444 円	377,533 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.9 歳	289,500 円	1.48
学校給食員	調理士	44.8 歳	199,400 円	1.91
用務員	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.99
自動車運転手	自家用兼用自動車運転手	52.8 歳	190,400 円	2.23
電話交換手	電話交換手	41.2 歳	211,600 円	-
守衛	守衛	59.9 歳	205,000 円	2.18
その他	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	6,745,356 円	3,952,300 円	1.7
学校給食員	6,170,440 円	2,663,900 円	2.3
用務員	6,441,332 円	2,774,400 円	2.3
自動車運転手	6,807,236 円	2,471,500 円	2.8
電話交換手	- 円	- 円	-
守衛	6,861,924 円	2,652,700 円	2.6
その他	6,690,528 円	- 円	-

- ※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(平成24～26年の3ヵ年平均)
- ※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいだが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。
- ※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等・特殊・専修・各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	47.8 歳	401,600 円	441,516 円
熊本県	42.6 歳	376,985 円	423,449 円
類似団体	46.6 歳	393,534 円	478,813 円

④教育職(小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	46.3 歳	391,200 円	416,167 円
熊本県	46.1 歳	391,707 円	429,392 円
類似団体	38.4 歳	313,751 円	369,501 円

⑤教育職(その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	48.6 歳	415,800 円	558,724 円
熊本県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大学卒	181,300 円	181,324 円	174,200 円
	高校卒	147,000 円	146,924 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,100 円	149,432 円	- 円
	中学卒	- 円	133,100 円	- 円
教育職	大学卒	202,485 円	202,485 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	193,900 円	- 円	- 円
	高校卒	158,200 円	- 円	- 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,569 円	363,641 円	387,266 円	418,890 円
	高校卒	208,900 円	306,948 円	346,392 円	381,664 円
技能労務職	高校卒	220,640 円	306,200 円	332,243 円	360,414 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	354,711 円
教育職	大学卒	331,074 円	395,004 円	413,231 円	426,922 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	284,460 円	355,000 円	387,548 円	418,162 円
	高校卒	223,087 円	338,525 円	345,500 円	395,883 円

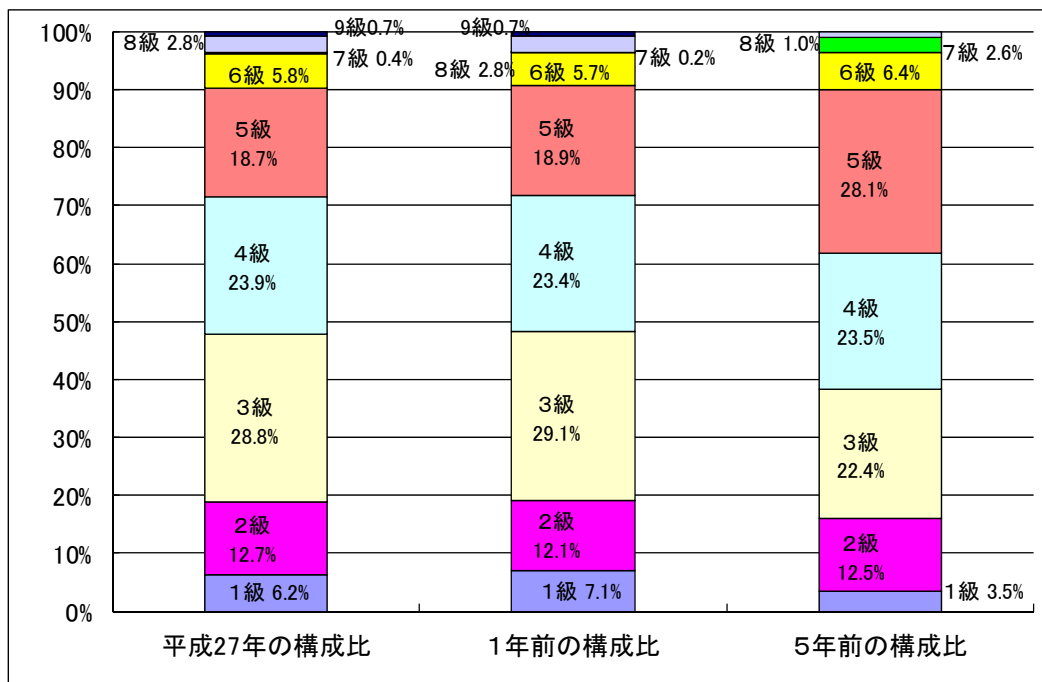
- (注)経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	180 人	6.2 %	138,100 円	245,400 円
2 級	相当の知識・技術又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	367 人	12.7 %	188,200 円	308,900 円
3 級	主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務	831 人	28.8 %	225,200 円	355,800 円
4 級	主査の職務及びこれに相当する職務	690 人	23.9 %	264,100 円	389,300 円
5 級	主幹の職務及びこれに相当する職務	539 人	18.7 %	291,300 円	401,600 円
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	167 人	5.8 %	322,600 円	423,600 円
7 級	高度の知識・技術又は経験を必要とする課長の職務及びこれに相当する職務	12 人	0.4 %	368,100 円	457,200 円
8 級	次長の職務及びこれに相当する職務	81 人	2.8 %	414,800 円	479,200 円
9 級	局長の職務及びこれに相当する職務	23 人	0.7 %	466,300 円	537,700 円

(注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(11) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(毎年1月1日)前の判定期間における勤務成績の結果を昇給区分に反映する

(12) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市				国			
1人当たり平均支給額(H27年度)				—			
1,519 千円							
(H27年度支給割合)				(H27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.60	月分	2.60	月分	1.60	月分
(1.45))月分	(0.75))月分	(1.45))月分	(0.75))月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有				職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
				・管理職加算 15~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日前における判定期間での勤務成績不良職員については70/100~90/100の成績率を適用し、減額する。

(13) 退職手当(平成27年4月1日現在)

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.03 月分	勤続20年	20.45 月分	25.56 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	29.15 月分	34.58 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	41.33 月分	49.59 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	5,513 千円	22,849 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(14) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)			23,056 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)			772,830 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	19 人	18.5 %
医師(歯科医師含む)	15 %	9 人	15.5 %
堺市	10 %	1 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			100.0 (100.0) %

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(15) 特殊勤務手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H27年度決算)		178,969 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)		108,813 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H27年度)		29.5 %		
手当の種類 (手当数)		15種 (36手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H27年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	199,410円	日額 230円
感染症作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	0円	日額 250円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	3,300円	1回につき 660円
	職員	人事委員会の指定する有害農薬による病虫害防除作業に直接従事したとき。	9,900円	日額 200円
	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に定める家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円 (著しく危険と人事委員会が認める場合は760円)
	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,954,000円	日額 500円
	精神保健指定区である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定区である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定区の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	29,145円	日額 290円
	区役所保健子ども課、城南総合出張所保健福祉課又はこの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	15,640円	日額 230円
	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	3,200円	日額 200円
	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	438,375円	日額 500円 (夜間 750円)

	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	313,800円	日額 400円
	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,120,700円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	822,800円	日額 800円
	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	400円	日額 400円
清掃等作業手当	環境工場、扇田環境センター又は秋津浄化センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	10,094,370円	日額 780円
	クリーンセンター又は北区役所まちづくり推進課に勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	26,561,200円	日額 800円
	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	342,900円	日額 600円
	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	180,180円	日額 280円
特殊清掃作業手当	環境工場及び秋津浄化センターに勤務する職員	環境工場に勤務する職員がごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業若しくはクレーン上の点検作業に直接従事したとき、又は秋津浄化センターに勤務する職員が投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。	129,250円	日額 250円
食肉センター業務手当	職員	汚物処理作業(焼却作業を含む。)又は畜産検査業務に直接従事したとき。	836,400円	日額 800円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	8,045,000円	日額500円
	保育園に勤務する保育士	保育業務に直接従事したとき。	5,838,375円	日額150円
	児童相談所又は障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	5,489,600円	日額800円
	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	110,175円	日額650円

市税等事務従事手当	税制課、課税管理課、納税課 又は各税務課に勤務する職員 国保年金課に勤務する職員	税制課、課税管理課、納税課 又は各税務課に勤務する職 員が市税の賦課、調査、徴収 又は差押の事務等に直接従 事したとき。国保年金課に勤 務する職員が保険料の徴収 事務に直接従事したとき。	12,369,045円	納税課又は国保年金課に 勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健 康保険料、介護保険料又は後 期高齢者医療保険料の滞納処 分に従事する職員 住宅課、城南地域整備室及び 植木地域整備室に勤務し、市 営住宅使用料の滞納処分に従 事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育 料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したと き。	189,625円	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員又は消防艇 の操船員を除く)	火災現場、災害現場若しくは 救急現場に出勤したとき又は 消防艇の避難若しくは海面警 戒のために出勤したとき。	30,849,740円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
	機関員又は消防艇の操船員	火災現場、災害現場若しくは 救急現場に出勤したとき又は 消防艇の避難若しくは海面警 戒のために出勤したとき。	18,047,230円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
	消防職員	救助工作車、はしご車、救助 資機材又は消防艇により救助 作業又は訓練作業に直接従 事したとき。	23,891,340円	1当務につき330円
	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチル ホスホフルオリド酸イソプロピ ルをいう。)及びサリン以上の 又はサリンに準ずる強い毒性 を有する物質をいう。)又はそ の疑いのある物質の処理作業 に直接従事したとき。	0円	日額2,600円
	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関 する法律(昭和62年法律第93 号)第2条に規定する国際緊 急援助活動に直接従事したと き。	0円	日額4,000円
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受け る職員。 食肉センター、動物愛護セン ター、食肉衛生検査所又は動 植物園に勤務する獣医師。 消防局に勤務し救急救命に関 する業務に従事する救急救命 士	-	21,765,583円	月額84,000円以下
教員特殊業務手当	教育職給料表(1)又は教育職 給料表(2)の1級又は2級の職員	特定の業務が心身に著しい負 担を与えると人事委員会が認 める程度に及ぶとき。	5,105,500円	日額8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立高等学校の教諭又は養護 教諭	職務が困難であるとして人事 委員会の定めるものの職務に 従事したとき。	699,200円	日額200円

学力検査手当	市立高等学校、市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員	入学学力検査問題の作成等を行ったとき。	671,100円	1時間につき300円
特別支援教育担当手当	市立幼稚園のこぼの教室において、特別支援教育を担当する教諭、助教諭又は講師	-	842,400円	月額7,800円

(16) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (H27 年 度 決 算)	2,492,022 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (H27 年 度 決 算)	449 千円
支 給 実 績 (H26 年 度 決 算)	2,332,583 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (H26 年 度 決 算)	424 千円

(17) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日 現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○その他の扶養家族 6,500円 ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	-	686,698 千円	241,887 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同	-	407,528 千円	308,441 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	429,416 千円	90,202 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて46,900円～105,400円を支給	異	役職により俸給月額額の25/100以内を支給(国の制度)	331,638 千円	793,393 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	-	404,823 千円	422,130 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額307,000円以内を支給	同	-	25,211 千円	2,563,872 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	-	8,138 千円	800,459 円
へき地手当	○指定するへき地学校等に勤務する職員 職員の給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4以内			0 千円	0 円

特勤手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額合計額の25/100以内を支給(国の制度)	397 千円	49,602 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,400円 ○医師の宿日直 20,000円	異	○一般 4,200円 ○医師 20,000円	4,045 千円	219,627 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	7,381 千円	143,320 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	46,089 千円	69,929 円
義務教育等教員特別手当	市立小学校及び市立中学校に勤務する職員、市立高等学校、市立幼稚園及び市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員で校長及び教員との権衡上必要と認められる範囲内において月額8,000円以内を支給	同	—	8,026 千円	64,375 円

(18) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	
		給 料	等
給 料	市 長	1,186,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,428,000 円 / 430,000 円
	副 市 長	944,000 円 (- 円)	1,148,000 円 / 864,000 円
報 酬	議 長	818,000 円 (- 円)	1,179,000 円 / 500,000 円
	副 議 長	744,000 円 (- 円)	1,061,000 円 / 500,000 円
	議 員	674,000 円 (- 円)	953,000 円 / 500,000 円
期 末 手 当	市 長	(H27年度支給割合)	
	副 市 長	3.15	月分
	議 長	(H27年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.15	月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 1,186,000円×在職月数×0.53	(1期の手当額) 3,017 万円 (支給時期) 任期ごと
	副 市 長	944,000円×在職月数×0.25	1,132 万円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (H27.4.1 現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事由	期間	
年次有給休暇	20日以内	
病気休暇	90日以内	
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	14日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から出産の日まで 出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が2歳になるまで、1日に2回以内・各45分
	配偶者分娩休暇	3日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象となる子が複数いる場合は10日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏期休暇	5日以内
	永年勤続表彰休暇	30年—4日以内 20年—2日以内
	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週間前から出産後8週の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (H27年度実績)

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	5	15	4	3	27

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

(2) 分限処分の状況 (H27年度実績)

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	0	0	78	0	78

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

5 職員のサービスの状況 (H27年度実績)

休業等の取得状況

休業等区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	1	105	106
育児部分休業	1	60	61
育児短時間勤務	1	8	9
自己啓発等休業	1	1	2

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

研修区分		延べ人員		
		27年度		
1 特別研修	人事評価研修(人事課主催)	2,704人		
	政策形成実践研修	268人		
	職員セミナー	14人		
	公務員倫理研修	706人		
2 基本研修	公務員倫理研修	1,716人		
	新規採用職員研修	1,268人		
	採用3年目職員研修	338人		
	採用5年目職員研修	113人		
	採用7年目職員研修	143人		
	採用11年目職員研修	127人		
	業務職員研修	55人		
	職種変更職員研修	19人		
	新任作業長・主任研修	18人		
	主査級昇任者研修	14人		
		156人		
		人		
	主幹級昇任者研修	125人		
		人		
課長級試験合格者研修	49人			
課長級昇任者研修	51人			
課長ブラッシュアップ研修	29人			
	人			
新任課長人事評価研修	31人			
3 実務研修		255人		
		163人		
	ジャンプアップ研修	段取り力強化講座	28人	
		ロジカル問題解決講座	21人	
		文書作成講座	50人	
			人	
		女性のキャリアデザイン講座	35人	
		説明力強化講座	29人	
		人		
	行政法研修	31人		
	民法研修	61人		
4 内部講師養成研修		35人		
	待遇リーダー養成講座	11人		
	待遇リーダーブラッシュアップ研修	24人		
5 派遣研修		346人		
	事例調査派遣研修(国内)	5人		
	自治大学校	4人		
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	3人		
	国際文化アカデミー	19人		
	市町村アカデミー	19人		
	熊本県市町村職員研修協議会	296人		
6 職場研修		22,835人		
	職場研修推進支援	354人		
	人材育成推進事業	56人		
	職場集合研修	1,053人		
	すまいる向上キャンペーン	9,713人		
	職員倫理意識向上の職場研修	10,323人		
	職場派遣研修	8人		
		1,328人		
	他課主催全庁研修	債権回収実務研修	28人	
		条例制定研修	6人	
		政策法務研修	357人	
		法務研修	792人	
		新任主任主事・主任技師法務研	89人	
			人	
		人		
契約事務研修	56人			
人権教育研修	人			
7 自主研修		164人		
		164人		
	資格取得・自己啓発支援	自主学習グループ活動支援	37人	
		資格取得支援	7人	
		大学公開講座受講支援	9人	
		eラーニング(市町村アカデミー)	4人	
		eラーニング(自治大学校)	66人	
		eラーニング(JMAM)	41人	
			人	
合計(延べ人数)	27,607人			

(2) 勤務成績の評定の状況

本市における職員の勤務成績の評定については、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職場の上司が部下の勤務成績や能力等の評価を行う人事評価制度を実施しています。

この制度は毎年10月1日を基準として、次長級以下の全職員に対し、業績、情意、能力の評価を行い、人事異動や昇任の際の参考とするものです。

また、自己申告書制度、庁内公募、上司のリーダーシップに関する評価、自己評価を併せて実施しており、より精度の高い評価制度を構築するため毎年見直しを行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

平成 27 年度職員厚生会事業 (実績)

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	6, 879名
公費負担額	40, 434, 311円
会員負担・その他収入額	178, 402, 102円
事業主：職員の負担割合	1.5 / 1,000 : 4.0 / 1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等 (12種類)
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	※人間ドック補助、※各種スポーツ大会 等
カフェプラン事業	(単独事業) 宿泊施設利用 等、 (補助事業) ※書籍購入 等
収益事業	任意共済保険・災害共済会事務、生命保険・損害保険の 団体取扱事務

(備考) ※の事業について公費を充当 (半額又は全額)

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究、企画立案等
- ② 給与等に関する議会及び市長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての不服申立ての審査

2 業務の状況

(1) 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、本市職員及び民間企業従業員の給与等について調査研究等を行い、平成27年10月9日に、市議会及び市長に対して給与に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

(報告の内容)

① 給与の改定について

- 月例給については、民間給与が職員給与を1,280円(0.35%)上回った。較差の解消を行うため、人事院勧告を踏まえ、国の俸給表の改定状況及び本市の実情等を勘案し、若年層に重点を置いて、給料表の改定を行うことが必要
- 特別給(期末・勤勉手当)については、民間の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数より0.10月分上回った。人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げることが必要
- 医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告を考慮のうえ、改定を行うことが必要

② 給与制度の総合的見直しについて

- 本市においては、①均衡の原則において、市内民間事業所従業員の給与とともに国家公務員の給与も考慮事項とされていること、②世代間の給与配分の見直し等で国家公務員の給与が捉えている課題と共通の課題を抱えていることを踏まえ、さらには、既に他の多くの地方公共団体において給与制度の総合的見直しが実施されていること等の諸般の状況を総合的に考慮し、国家公務員の給与制度の総合的見直しの内容を基本としながら、本市の実情や民間給与との比較結果も勘案して給与制度の総合的見直しを実施することが適当であると判断した。
- 行政職員給料表については、国の行った給与制度の総合的見直しにおける地域間及び世代間の給与配分の見直しの内容を基本としながら、本市の実情を踏まえ、職員の従事する職務・職責に応じた給与処遇の確保にも留意し、給料表の水準を引き下げる改定等を行うことが必要
- 地域手当については、行政職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員で、東京都の特別区に属する地域に勤務する職員の支給割合を100分の20に、医療職員給料表の適用を受ける職員の当該手当の支給割合を100分の16に引き上げることが必要
- 単身赴任手当については、国に準じて、基礎額及び加算額の限度額の改定を行うことが必要

③ 昇給・昇格制度の改正

- 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度については、国及び他の地方公共団体における改正状況を勘案し、見直すことが必要

④ 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与について

- 本市においては、①再任用職員の能力と経験を活用できる職務への配置、②再任用職員に係る適正な給与水準について、引き続き分析・研究していくことが必要

⑤ 人事管理について

- 職員の採用については、「市民志向」、「改革志向」及び「自立志向」の三つの目指すべき職員像を基準として、より人物を重視する観点から、個別面接や集団討論における人物評価に重点を置いて採用試験を実施しているところ。また、受験者確保や、採用時のミスマッチを防ぐため、独自の説明会開催や広報媒体を最大限に利用した情報発信等に努めている。職員の登用については、課長級、主査級昇任試験及び消防吏員昇任試験を導入して実施しているが、今後も透明性・公平性・納得性の高い制度の確立が必要。女性職員の本年度の役付登用率は前年度を上回り、一定の成果が見受けられるが、今後も、女性職員に対し個人のスキルアップのための研修を充実していくとともに、キャリアアップしていくことのできるような環境づくりに取り組んでいくことが必要
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について、本年4月から実施されている熊本市特定事業主行動計画の第二期計画(平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間)では、「すこやか子育て支援ハンドブック」の認知度向上、子育てに関する休暇等の取得促進等の「子育てしやすい職場環境の整備」、年次有給休暇の取得促進及び長時間勤務の削減等の「働き方の見直し」に取り組まれているところ。育児や介護等の制度を利用しやすい職場環境を整備することが必要
- 時間外勤務の縮減について、職員一人当たりの時間外勤務時間数が平成25年度、26年度と2年連続して減少、また、熊本市第5次行財政改革計画における平成30年度の年間総時間外勤務時間数の目標値を平成26年度において既に達成する等、縮減対策の成果が現れてきていると考えられるが、依然として、長時間の時間外勤務を行っている職員が多数見受けられるため、業務の効率化並びに適正な勤務時間管理及び人員配置を行うなど、組織全体として時間外勤務の縮減に取り組むことを要請
- ハラスメント防止対策について、苦情相談窓口には、依然としてハラスメントに対する苦情等が寄せられており、職場におけるハラスメントの防止が課題。今後も引き続き、組織内でハラスメント防止の必要性の認識を共有するとともに、職員の相互理解を深め、職員の人格が尊重される職場が形成されるよう、ハラスメントのない風通しのよい職場環境を築くことが重要
- メンタルヘルス(心の健康)対策について、「熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルス対策に取り組むとともに、本年12月から導入が予定されている「ストレスチェック制度」を活用した予防対策の強化に努めるとともに、より一層の職場環境改善の取組等を推進していくなど職員の心の健康の保持増進に努めることが必要
- 県費負担教職員の権限移譲に関する課題について、教育委員会を中心に、関係条例の整備をはじめ、移譲に伴う事務及びその執行体制等について準備が進められているところであるが、本委員会としても、円滑に移譲が行われるよう、教職員の給与、勤務条件等に関し、教育委員会等と連携を図りながら必要な措置を講じる。

(勧 告 の 内 容)

ア 平成27年4月の民間給与との較差の解消等

① 給料表

現行の行政職員給料表について、国の俸給表の改定状況及び本市の実情等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。その他の給料表についても、行政職員給料表との均衡を考慮して改定すること。

② 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

④ 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、実施すること。

イ 給与制度の総合的見直し

① 給料表

ア①で改定した行政職員給料表については、国の行った給与制度の総合的見直しにおける地域間及び世代間の給与配分の見直しの内容を基本としながら、本市の実情を踏まえ、給料表の水準を引き下げる改定を行うこと。その他の給料表(医療職員給料表を除く。)についても、行政職員給料表との均衡を考慮して改定すること。

② 地域手当

行政職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員で、東京都の特別区に属する地域に勤務する職員の地域手当の支給割合を100分の20とすること。また、医療職員給料表の適用を受ける職員の地域手当の支給割合を100分の16とすること。

③ 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。①の給料表の改定に当たっては、国の経過措置を考慮し、所要の経過措置を講ずること。

(2) 採用の状況

①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B	
		人	人	人	人	人	倍	
上級職	事 務 職	612	469	135	126	67	7.0	
	社 会 福 祉 職	47	42	18	18	9	4.7	
	心 理 相 談 員	9	7	6	6	2	3.5	
	技 術 職	土 木	49	35	26	25	13	2.7
		建 築	22	15	12	10	6	2.5
		電 気	29	21	9	8	3	7.0
	化 学	34	29	9	8	4	7.3	
免許資格職 (上級職)	保 健 師	20	19	6	5	2	9.5	
初級職	事 務 職	113	90	14	12	7	12.9	
	学 校 事 務 (県 費 負 担)	22	17	6	6	2	8.5	
	技 術 職 (土 木)	12	8	6	5	2	4.0	
消防職	上 級 消 防 職	197	166	38	38	19	8.7	
	初 級 消 防 職	349	308	38	38	19	16.2	
	初 級 消 防 職 (救 急 救 命 士)	36	27	8	7	3	9.0	
合 計		1,551	1,253	331	312	158	7.9	

②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	第二次 試験 合格者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
上級職	文化財専門職	6	4	2	2	-	1	4.0
免許資格職 (上級職)	薬剤師	13	12	12	11	-	7	1.7
	管理栄養士	21	19	7	7	-	1	19.0
	助産師	9	8	6	6	-	2	4.0
免許資格職 (中級職)	看護師 I (H27.10以降採用)	35	33	10	9	-	5	6.6
	看護師 II (H28.4以降採用)	32	31	26	21	-	11	2.8
	保育士	79	69	22	22	-	10	6.9
	臨床検査技師	34	23	6	4	-	2	11.5
	理学療法士	9	8	4	3	-	1	8.0
	臨床工学技士	13	12	4	3	-	1	12.0
	言語聴覚士	2	2	2	1	-	1	2.0
民間企業等 経験者	事 務 職	173	153	16	15	9	2	76.5
	技 術 職 (土 木)	27	23	23	21	12	3	7.7
	技 術 職 (建 築)	5	4	4	4	4	2	2.0
民間企業等 経験者等	事 務 職 (情 報)	23	20	16	15	-	4	5.0
	事 務 職 (法 務)	33	24	17	14	-	4	6.0
身体障がい者	事 務 職	22	18	-	-	-	3	6.0
	学校事務職(県費負担)	2	1	-	-	-	0	-
合 計		538	464	177	158	25	60	7.7

③採用選考(承認)

区分	職	任命権者		
		市長	病院事業 管理者	計
一般職 (医師を除く。)		人	人	人
	局長級	1		1
	次長級	1		1
	課長級	1		1
	主幹級			0
	主査級	1		1
	主任主事・主任技師			0
	主事・技師			0
その他職員	医師	科部長		0
		課長級	1	1
		医長		2
		主幹級		0
		主査級	1	1
	技師		20	20
	保育士	3		3
助産師	1		1	
臨床検査技師	1		1	
任期付職員	部長級			0
	課長級			0
	主幹級			0
	主事・技師			0
計		11	22	33

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
課 長 級	181	169	75	75	50	3.4
主査級 (34歳～41歳)	286	278	113	112	75	3.7
主査級 (42歳以上)	170	163	68	68	45	3.6
計	637	610	256	255	170	3.6

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
消 防 司 令	29	29	23	23	15	1.9
消防司令補	90	89	24	24	15	5.9
消 防 士 長	71	70	48	48	32	2.2
計	190	188	95	95	62	3.0

③昇任選考(承認)

任命権者 職	任命権者						計
	市長	教育長	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	
局 長 職	10	1					11
次 長 職	21				5	1	27
課 長 職	4						4
主 幹 職	100	9		18	18	12	157
主 査 職	20	4	3	8	4	7	46
小 計	155	14	3	26	27	20	245
消 防 正 監					2		2
消 防 監					7		7
消防司令長					12		12
消 防 司 令							0
消防司令補					1		1
小 計	0	0	0	0	22	0	22
計	155	14	3	26	49	20	267

※ 市長には、議会議務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
事 務 職	18	15	10	10	6	2.5
技 術 職 (土 木)	0	-	-	-	-	-
消 防 職	3	3	1	1	1	3.0
計	21	18	11	11	7	2.6

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
教 諭	指 導 主 事	1
教 諭	事 務 職	4
学 校 事 務 職	事 務 職	1
運 輸 職	事 務 職	1
計		7

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:なし

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

件数:5件

告 示 第 7 4 5 号

平成 28 年 11 月 18 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画道路

1・4・4号 北熊本スマートインターチェンジ上り線外9線

2 都市計画の決定に係る土地の区域

熊本市北区植木町鞍掛、植木町舞尾、植木町滴水、植木町植木、植木町広住、改寄町、植木町小野及び植木町石川の各一部

3 縦覧場所

熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課

告 示 第 7 4 8 号

平成 28 年 11 月 18 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画道路

3・4・83号 フラワー通り線外5線

2 都市計画の決定に係る土地の区域

熊本市南区城南町今吉野、城南町宮地、城南町隈庄、城南町さんさん 1 丁目、城南町さんさん 2 丁目の各一部

3 縦覧場所

熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課

告 示 第 7 4 9 号

平成 28 年 11 月 18 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画公園

2・2・142号 渡鹿五丁目公園

2 都市計画の決定に係る土地の区域

熊本市中央区渡鹿 5 丁目の一部

3 縦覧場所

熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課

告 示 第 7 9 3 号

平成 28 年 12 月 6 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定により、応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

熊本市長 大西 一史

- 1 応急入院指定病院の名称及び所在地
国立病院機構 熊本医療センター 熊本市中央区二の丸 1-5
- 2 指定期間
平成 28 年 12 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日まで

公 告

公告第 248 号

平成 28 年 4 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、熊本県知事職務代理人 熊本県副知事 村田 信一から熊本都市計画道路事業について認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法 62 条 1 項の規定により、熊本都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 項の規定により、これを一般に縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画道路事業 3・3・7 号 熊本駅帯山線
- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所
 - (1) 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局都市政策部都市政策課
 - (2) 熊本市中央区本山二丁目 9 番 51 号
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業地の所在
(収用の部分) 熊本市西区春日 1 丁目、春日 2 丁目及び春日 3 丁目地内
(使用の部分) 熊本市西区春日 3 丁目地内
- 5 事業施行期間及び縦覧期間
平成 28 年 3 月 29 日から
平成 32 年 3 月 31 日まで

公告第 368 号

平成 28 年 6 月 24 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 4 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を実施するので、同法第 48 条第 1 5 項の規定に基づき公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 日時
平成 28 年 7 月 1 日（金） 午後 3 時から
- 2 場所
熊本市中央区渡鹿二丁目 3 番 28 号
託麻原地域コミュニティセンター
- 3 案件
ドラッグコスモス大江店新築に関する許可の件

(熊本市中央区大江二丁目 9 1 9 番他 9 筆 (第二種中高層住居専用地域) における建築基準法第 48 条第 4 項ただし書きによる許可の件)

公 告 第 5 0 6 号

平成 28 年 9 月 1 3 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類及び名称

熊本都市計画道路の変更

熊本都市計画道路

1・4・4 北熊本スマートインターチェンジ上り線

熊本都市計画道路

1・4・5 北熊本スマートインターチェンジ下り線

熊本都市計画道路

3・4・72 東西線

熊本都市計画道路

3・5・92 植木北熊本スマートインターチェンジ線

熊本都市計画道路

7・7・19 北熊本スマートインターチェンジ側道 1 号線

熊本都市計画道路

7・7・20 北熊本スマートインターチェンジ側道 2 号線

熊本都市計画道路

7・7・21 北熊本スマートインターチェンジ側道 3 号線

熊本都市計画道路

7・7・22 北熊本スマートインターチェンジ側道 4 号線

熊本都市計画道路

7・7・23 北熊本スマートインターチェンジ側道 5 号線

熊本都市計画道路

7・7・24 北熊本スマートインターチェンジ側道 6 号線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市北区植木町鞍掛、植木町舞尾、植木町滴水、植木町植木、植木町広住、改寄町、植木町小野及び植木町石川の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策部都市政策課

熊本市北区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成 28 年 9 月 1 3 日から平成 28 年 9 月 2 7 日まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

公 告 第 5 3 9 号

平成 28 年 9 月 2 8 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の

規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類及び名称

熊本都市計画道路の変更 3・4・83 フラワー通り線外5線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市南区城南町今吉野、城南町宮地、城南町隈庄、城南町さんさん1丁目、城南町さんさん2丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策部都市政策課

熊本市南区役所区民部総務企画課

4 縦覧期間

平成 2 8 年 9 月 2 8 日から平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

公 告 第 5 4 1 号

平成 2 8 年 9 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類及び名称

熊本都市計画公園の変更 2・2・142 渡鹿五丁目公園

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市中央区渡鹿 5 丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策部都市政策課

4 縦覧期間

平成 2 8 年 9 月 2 8 日から平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

公 告 第 5 9 8 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 6 2 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路 3・3・8号 二本木新大江線

- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事業地
収用の部分 熊本市中央区新大江1丁目地内
使用の部分 なし
- 4 事務所の所在地及び縦覧場所
熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市都市建設局都市政策部都市政策課
熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市都市建設局土木部道路整備課
熊本市東区佐土原3丁目1番65号 熊本市都市建設局土木部東部土木センター道路課
- 5 事業施行期間及び縦覧期間
平成5年3月12日から平成32年3月31日

公 告 第 6 1 9 号

平成28年11月11日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を実施するので、同法第48条第15項の規定に基づき公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 日時
平成28年11月18日（金） 午前10時から
- 2 場所
熊本市中央区渡鹿二丁目3番28号
託麻原地域コミュニティセンター
- 3 案件
ドラッグコスモス大江店新築に関する許可の件
（熊本市中央区大江二丁目919番他8筆（第2種中高層住居専用地域）における建築基準法第48条第4項ただし書きによる許可の件）

公 告 第 6 8 2 号

平成28年12月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
- | | | |
|------------|-----------|-----------------------|
| 熊本都市計画道路事業 | 1. 4. 4号 | 北熊本スマートインターチェンジ 上り線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 1. 4. 5号 | 北熊本スマートインターチェンジ 下り線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 3. 5. 92号 | 植木北熊本スマートインターチェンジ 線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 7. 7. 19号 | 北熊本スマートインターチェンジ 側道1号線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 7. 7. 20号 | 北熊本スマートインターチェンジ 側道2号線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 7. 7. 21号 | 北熊本スマートインターチェンジ 側道3号線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 7. 7. 22号 | 北熊本スマートインターチェンジ 側道4号線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 7. 7. 23号 | 北熊本スマートインターチェンジ 側道5号線 |
| 熊本都市計画道路事業 | 7. 7. 24号 | 北熊本スマートインターチェンジ 側道6号線 |
- 2 施行者の名称

熊本市

西日本高速道路株式会社

3 事業地

(1) 収用の部分

熊本県熊本市北区改寄町、植木町広住、植木町小野、植木町石川地内

熊本県合志市野々島地内

(2) 使用の部分

熊本県熊本市北区改寄町、植木町小野地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局都市政策部都市政策課

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局土木部道路整備課

熊本市北区鹿子木町6番地

熊本市都市建設局土木部北部土木センター道路課

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成28年12月9日から平成31年3月31日

公 告 第 7 0 2 号

平成28年12月21日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9において準用する同法第50条の7の規定により熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同法50条の8第1項の規定により、下記のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 再開発会社の名称

熊本桜町再開発株式会社

2 市街地再開発事業の種類及び名称

熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業

3 事業施行期間

平成27年2月～平成32年3月

4 施行地区

熊本県熊本市中央区桜町3番13、14及び道路等である公有地の一部

5 事務所の所在地

熊本県熊本市中央区桜町3番10号

6 施行認可の年月日

平成27年5月1日

7 変更後の事業施行期間

平成27年5月1日～平成32年3月

8 変更後の事務所の所在地

熊本県熊本市中央区花畑町4番3号

9 規準及び事業計画の変更の認可の年月日

平成28年12月21日

公 告 第 7 0 3 号

平成28年12月21日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9において準用する第50条の8第3項の規定により、熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業にかかる施行地区及び設計の概要を表示する図書を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局都心活性推進課 (本庁舎9階)

2 縦覧期間

平成28年12月21日から都市再開発法第100条又は第125条の2第5項の公告の日まで

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)